

徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための 基本政策に関する条例改正案の概要

【主な改正のポイント】

(1) 消費者被害への対応

事業者が供給する商品等に生命、身体等に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれが生じた場合に知事への報告を義務づけるとともに、重大不適正な取引行為を行った事業者に対する行政処分(1年以内の業務禁止命令)を導入することとします。

事業者が供給する商品や役務が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれが生じたときは、現行条例では、事業者の商品等の回収等の措置を講じる義務を課していますが、今回の改正により、事業者に直ちに知事へ報告するよう義務づけ、迅速な消費者被害の拡大防止につなげるようにします。(第11条)

不適正な取引行為を行った事業者のうち悪質性の高い者に対し、行政処分(1年以内の業務禁止命令)を導入します。(第27条の2)

対象となる不適正な取引行為

- ・消費者自らの求めに応じて訪問した家屋等のリフォーム、家屋におけるシロアリなどの有害動植物の防除又は物品回収の事業者が、契約締結前に作業を行うことにより契約締結を断ることが困難な状況を作り出す取引(法規制の対象外で、相談のあるもの)

行政処分の要件

- ・ の不適正な取引行為について、指導、勧告を経て、氏名等を公表されたにもかかわらず、その勧告に係る措置をとらなかった者が、重大不適正取引行為をした場合
- ・ の不適正な取引行為について、重大不適正取引行為をした場合で被害防止のため緊急の必要があるとき。

重大不適正取引行為とは、次のものをいいます。(第13条の2)

- 1 勧誘に際し、又は契約の申込みの撤回、解除を妨げるため、商品の性能その他契約における重要な事項について、事実と異なることを告げること(不実告知)。
- 2 勧誘に際し、商品の販売価格その他契約における重要な事項について、故意に事実を告げないこと(重要事実不告知)。
- 3 契約をさせ、又は契約の申込みの撤回、解除を妨げるため、おどして不安にさせること(威迫・困惑)。

(2) 消費者庁設置関連法等国の動向を踏まえての改正

(1)の事業者の知事への報告義務づけのほか、相談員の人材確保・資質の向上、市町村への技術的援助等地方消費者行政の充実や適格消費者団体への訴訟資金の貸付け等を定めることとします。

消費者安全法に定める消費者事故に関する情報を知事が内閣総理大臣に通知することを担保するとともに、消費者被害の拡大防止に努めるようにします。(第11条)

地方の消費者行政の充実の観点から、相談員の人材の確保及び資質の向上を図るとともに、市町村が行う苦情処理への支援を行うこととします。(第28条・第29条)

消費者訴訟制度における消費者被害に対する適切な対応の重要性にかんがみ、消費者に代わって差止請求権を行使できる適格消費者団体に、訴訟業務に係る資金の貸付けなど必要な援助を行うことができるようにします。(第31条第2項)

消費生活に係る教育の充実の観点から、教育を担う人材の育成についても推進することとします。(第39条第1項)

(3) 罰則規定の創設

重大不適正な取引行為を行う事業者に対する抑止力をさらに強化するために、新たに罰則規定を創設し、消費者の安全・安心をおびやかす事態に厳格に対応することとします。

行政処分等の実効性を確保するため、次の罰則(罰金)を科すこととします。

禁止命令違反は 50万円以下の罰金 (第54条)

禁止命令に関する立入調査等の拒否は 20万円以下の罰金 (第55条)

また、上記の違反行為を行った者のほか、その行為者と一定の関係のある法人等にも罰則を科する両罰規定を設けることとします。(第56条)